

高等学校における特別支援教育の推進について

高等学校ワーキング・グループ報告（抜粋）

高等学校入学試験における配慮や支援等

（1）配慮や支援の現状

- 文部科学省においては、平成9年11月の文部省初等中等教育局長通知「高等学校の入学者選抜の改善について（9文初高第243号）」の中で、「障害のある者については、障害の種類や程度等に応じて適切な評価が可能となるよう、学力検査の実施に際して一層の配慮を行うこと。～」
さらに平成19年文部科学省通知においても、「～、入学試験やその他試験などの評価を実施する際にも、別室実施、出題方法の工夫、時間延長、人的補助など可能な限り配慮を行うこと」としている。
- 高等学校に入学するためには入学試験に合格する必要があるが、発達障害のある生徒については、問題回答に係る潜在的な力はあるものの、障害の状態により通常の入試方法においてはその力が十分發揮できずに不合格となる場合や、受験そのものを断念せざるを得ない場合がある。
- このため、高等学校入試においては、公平性を基本としつつ、発達障害のある生徒に対し必要な配慮が行われるとともに、当該配慮が行われることにより不利益を受けない旨が生徒や保護者の間に浸透するよう十分な説明を行うなど、必要な措置を講じるべきである。
- これらを受けて、現在、高等学校によっては、生徒や中学校からの申し出に基づき、ADHDの生徒に対する別室受検、LDの生徒に対する試験時間の延長や問題用紙の拡大、自閉症の生徒に対して集団面接に代えて個人面接を行う等の配慮を行っている例がある。

【発達障害のある生徒への配慮の事例（※）】

- ・別室受検（自閉症、高機能自閉症、LD、アスペルガー症候群、ADHD等）
- ・試験時間の延長（LD）
- ・集団面接を個人面接で実施（自閉症）
- ・問題用紙の拡大（LD、広汎性発達障害）
- ・問題文の読み上げ（LD）
- ・監督者による口述筆記（LD）
- ・前日に試験会場の下見（高機能自閉症）
- ・介助者の同席（自閉症）
- ・保護者の別室待機（ADHD）
- ・学力検査問題の漢字のルビ振り（LD）
- ・集団面接の際、誰かが先に行動を見せないと自分ではできない面がある生徒に対し、同じ中学校の受験生と同じグループで受検（アスペルガー症候群）
- ・面接の際、質問を分かりやすく伝え、回答を急かさない（LD）
- ・面接の順番を早める（高機能自閉症）

※平成20年度に文部科学省が都道府県教育委員会に対して行った調査による

- 具体的にどのような基準により配慮や支援を行うかは、入試の公平性を基本としつつ、各地域、各学校の実情に応じて判断する必要があるが、いずれにせよ、発達障害のある生徒の高等学校への適切な進学の機会を確保するため、各学校において、このような配慮や支援に積極的に取り組むことが必要である。

(2) 中学校と高等学校の連携

- 発達障害のある生徒が充実した高等学校生活を送るためには、中学校と高等学校の十分な連携・協力が必要であり、例えば、中学校・高等学校の共同による高等学校入試に向けたガイダンスを実施することに等により、生徒一人一人の潜在能力を引き出し、高めるような進路指導の充実を図ることが必要である。
- 入試及び入学後においてどのような配慮や支援が行われるかについては、入学を希望する生徒や保護者に十分周知されていない場合があることから、高等学校は中学校及びその生徒、保護者に対して、自校の校風や教育内容に加え、入試及び入学後の配慮や支援について、積極的に情報を提供することが重要である。
- 中学校においても、高等学校における入試に際し、必要かつ適切な配慮や支援がなされるよう、生徒や保護者の同意・了解を前提に生徒の障害の状態や中学校における指導状況等について、生徒の可能性を伸ばせるような情報を含めて、あらかじめ高等学校側に伝えることができる体制を整えて置くことが望ましい。なお、これらの情報は個人情報にかかるものであるため、生徒や保護者と十分に相談し、了解を得て取り組むことが求められる。

(3) 入試における配慮や支援についての生徒や保護者への周知

- 生徒や保護者によっては、入試において不利になることを懸念し、発達障害等の障害のあることを高等学校に伝えることを躊躇する場合がある。
- このため、高等学校においては、生徒や保護者等が必要な配慮や支援を求めることが自体をもって入試において不利に扱ってはならないことを十分に自覚した上で、そのような配慮や支援を求めるこにより入試に不利とはならないことが生徒や保護者に浸透するよう、入試要項や各種の説明会等の場を通じて積極的な情報提供に努めることが必要である。また、中学校においても高等学校との共通理解の下、生徒や保護者に対してその旨を十分に説明することが求められている。

(4) 入学決定後の対応

- 入学決定から入学までの期間は、高等学校において生徒や保護者、中学校等からの情報提供を受け取り、中学校で個別の指導計画や個別の教育支援計画等が作成されている場合は、これらに係る情報提供（ないし引き継ぎ）を受ける等により、入学してくる生徒の特性を極力把握し、高等学校での必要かつ適切な指導や支援に繋げていくことが必要である。